

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市荒川贄川字向原八三一番六地先 から同市荒川贄川字向原八二六番一地 先まで		区 間
六・九三〇 九・六二二	七・七〇〇 九・六二二	敷地の幅員 (メートル)
四七・一四		延 長 (メートル)
		備 考